

宮崎県教育委員会告示第2号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第32条及び第33条の規定により、技能教育のための施設及び連携措置に係る科目を次のとおり指定する。

令和5年3月27日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

1 指定技能教育施設の名称及び所在地

きぼう高等学院

宮崎県宮崎市源藤町九日市280-1

2 連携科目に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携科目	連携科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
ビジネス・コミュニケーション	ビジネス・コミュニケーション
観光ビジネス	観光ビジネス

3 指定する日

令和5年4月1日